

青森県がん診療連携協議会薬物療法部会設置運営要領

(目的)

第1 青森県がん診療連携協議会（以下、「協議会」という。）要綱第2条第7号に規定する事項を検討するため、協議会に青森県がん診療連携協議会薬物療法部会（以下、「部会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 部会は、次の各号に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 薬物療法に関する現状の把握、評価及び課題の共有に関すること
- (2) 薬物療法に関する医療機関の連携体制構築に関すること
- (3) その他、部会及び協議会が必要と認めた事項

(組織)

第3 部会は、別表に掲げる医療機関及び団体（以下、「構成医療機関等」という。）の職員をもって構成する。

2 部会員は、構成医療機関等の長の推薦に基づき協議会会長が委嘱する。

3 部会には部会長を置く。

- (1) 部会長は、部会員の互選により選出する。
- (2) 部会長は、部会を代表し、議長として会務を総理する。
- (3) 部会長は、必要に応じて部会を招集する。
- (4) 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代行する。

4 部会長は、必要に応じて委員以外の者を部会に出席させることができる。

(任期)

第4 部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で退任した部会員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第5 部会の庶務は、青森県立中央病院運営部経営企画室で処理する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

第3第3項の規定にかかわらず、本要領施行後における初回部会のみ、青森県がん診療連携協議会会長が召集する。

附 則

この要領は令和3年11月2日から施行する。

附 則

この要領は令和5年11月17日から施行する。

別表（第3関係）

NO	機 関 等
1	がん診療連携拠点病院
2	その他協議会会長が必要と認める医療機関
3	職能団体